

第 63 回サービス統計・企業統計部会議事概要

(科学技術研究調査の変更に関する部分)

1 日 時 平成 28 年 8 月 2 日 (火) 9:30~11:15

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 西郷浩

(委 員) 野呂順一、宮川努

(審議協力者(学識者)) 池内健太、長岡貞男

(審議協力者(各府省等)) 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済統計課：江刺課長、齋藤主任研究官ほか

(事務局) 総務省統計委員会担当室：横山審議官、山澤室長、吉野政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山企画官ほか

4 議 題 科学技術研究調査の変更について

5 概 要

- 事務局から諮問の概要について説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモ中の「1 科学技術研究調査(基幹統計調査)の変更」の「(1) 調査事項 - 1」から「(5) 調査事項 - 5」及び科学技術研究調査における消費税の取扱いについて調査実施者から説明がなされ、審議を行った結果、変更内容はおおむね適当と整理されたが、委員及び審議協力者から指摘のあった事項については、次回部会において調査実施者から回答することとされた。

委員及び審議協力者からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 調査事項 - ① (任期無し研究者数の新たな把握)

- ・ 今回、任期無し研究者数及びその内数として、40 歳未満の任期無し研究者数を新たに把握することとしているが、年齢階級別に把握しない理由は何か。
 - 今回の変更では調査事項を大幅に増やしている。変更計画の策定に先だって行ったヒアリングにおいても、年齢階級別を詳細に把握するためには、研究者一人一人に当たるしかなく、負担が重いと指摘があったところである。そのため、報告者負担を考慮し、科学技術基本計画で把握が求められている事項に限定したところである。
 - 研究者のデータは、文部科学省のポストドクターに係る調査等、個人単位でも把握していて、そちらの結果を使うことも考えられる。ただし、説明にあったように、大学において研究者の年齢についてきちんとプロフィールしていないというのは、本調査そのものの問題ではないが、いかがかと思う。
- ・ 科学技術基本計画では、「40 歳未満の大学本務教員の数を 1 割増」との数値目標が設定されているが、こちらは科学技術研究調査では把握が難しいのではないか。
 - 大学本務教員数のみであれば、学校教員統計調査で把握しており、当該目標値は同調査で把握することとしている。

- ・ 40歳以上についての情報は把握する必要がないということか。
 - 一部の報告者にヒアリングを実施したところ、研究者の年齢を一人一人確認しなければならないので、年齢階級別に把握するのは負担であるとの結果であった。そのため、基本計画に明記されたことに対応すべく、このような変更案とさせていただいた。
 - 国立大学であれば定員があるので、40歳以下の研究者を採用すればその分、40歳以上の研究者の数が抑制される。大学の研究者の数は、様々な制約要因で決まってくるので、この統計だけで把握するのは難しい。
- ・ 年齢階級を導入することについては、内閣府からの強い要望を受けたものと聞いているが、検討の結果、年齢階層を細かく把握するのは難しく、40歳で区切るのが現実的との整理になったものと認識している。将来的にもう少し細分化した区分での把握が必要となれば、今後考えてはどうか。
- ・ 研究者については、テニユアトラック制（公正で透明性の高い選考により採用された若手研究者が、審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組み）から把握することも考えられるが、識別が難しい。まずは、今回、調査実施者が提案した形で把握することがよいのではないかと考える。
- ・ 調査実施者は報告者負担を強調するが、男女別の研究者数は書いてもらえるのではないか。
 - 科学技術研究調査においても、全ての項目で男女別に把握しているわけではなく、必要性や負担面を総合的に勘案して把握している。今回の調査事項の見直しに伴い報告者の記入負担がかなり増加していることから、報告者の記入負担の状況を検証する必要があると考えているが、ご指摘の点を踏まえ、次回部会まで持ち帰って検討したい。
- ・ 年齢区分に関して今回は40歳未満を区切りとすることで決定することとし、男女別の把握については再整理をお願いする。

(2) 調査事項 - ② (採用・転入研究者数、転出研究者数の内訳区分の追加)

- ・ 科学技術基本計画での指摘を踏まえ、調査事項を追加するというものであり、特段の異論がないようなので、変更計画案のとおりですとしたい。

(3) 調査事項 - ③ (性格別研究費の定義の一部追加)

- ・ 今回、国際比較性向上のために定義を見直すとのことであるが、主要国においても同様に調査票を変更しているのか。また、フラスカチ・マニュアルの「試験的開発」と科学技術研究調査の「開発研究」で概念がずれていることはないか。
 - 諸外国の状況は確認していない。OECDに研究開発関連の指標を毎年提供しているが、現在、OECDにおいて、改定フラスカチ・マニュアルに沿った新しいR&Dデータ報告様式を作成中。諸外国もそれに合わせてデータ収集の方法を変更するのではないかと想定している。
 - また、「開発研究」という用語については、直訳だとかえって理解しにくい場合があり、従来から引き続きこの用語を用いていることから、報告者の理解を得ているもの

と考えている。

- ・ 諸外国の事例と比較した方がよいものとする。
- ・ フラスカチ・マニュアルにおける試験的開発の定義の変更により、研究開発に知識の創出が入っているということが明確になった。科学技術研究調査の「開発研究」は、これを初めから包摂した概念であることから、日本の定義の方がより実態に即しており、フラスカチ・マニュアルがそれに調和してきているという形である。日本が外（OECD）に合わせるのではなく、外が日本に合わせてきたという点で、今回の変更内容は評価できる。
- ・ 今回、「サービス」という用語が定義に追加されているが、これによって従来把握された数値との間に断層が生じることはないか。「サービス」が新たに追加されるとすると、記入者の捉え方によっては、サービス産業が新たに含まれたと考えて、今までの数値とまったく異なるのではないか。仮に、今回の変更が研究開発の概念の実質的な拡張に当たるとすると、数値の変化はたいしたことはないとは言えないのではないか。サービスを明示的に定義に書くことによる影響を確認する必要があるのではないか。
→ 次回部会までに整理してほしい。
- ・ 性格別研究費は自然科学分野に限って把握することとしているが、問題ないか。
→ フラスカチ・マニュアルにおいて、自然科学分野を対象に把握するよう記載があることに合わせたものである。なお、最新のマニュアルにおいては、人文・社会科学分野まで広げるべきではないかとの議論があるとは承知している。
- ・ 変更内容のうち、「サービス」を追加することによる影響については、次回部会で報告してほしい。

（４）調査事項 - ④（特定目的別研究費の一部削除）

- ・ 今回削除する項目は平成 24 年調査で把握を始めたものであり、それを 4 年でやめることになる。今回の本調査の変更でも、基本計画の記載にしたがって調査事項の追加が行われているが、基幹統計の安定的提供ということを踏まえると、基本計画の書きぶり次第で調査事項が頻繁に変更されることは問題ではないか。そもそも、基本計画に記載されると調査事項に入れ、基本計画の記載がなくなると調査事項から落とすという方針なのか。もしそうであれば、一時的に把握する調査事項については分かるように、恒常的な調査事項と区分してはどうか。
→ 御指摘の点は検討していきたい。調査事項の設定については、報告者負担や行政上のニーズ等の兼ね合いを考慮して検討しており、次回の科学技術基本計画の改定の際にも同様であると考えている。
- ・ 変更内容については了としたい。なお、調査事項が頻繁に変更される可能性があることへの懸念については、統計委員会において口頭にて説明したい。

（５）調査事項 - ⑤（「社外（外部）から受け入れた研究費」、「社外（外部）へ支出した研究費」の会社の内訳区分の追加等）

- ・ 親子会社という表記は一般的なものか。
→ 親子会社については既存の項目もあり、紛れはないものとする。
- ・ 報告者が記載に迷わないよう、「親会社又は子会社」といった注書きを入れた方がよ

い。

- ・ 親子会社の定義が、科学技術研究調査と経済センサス - 活動調査との間で異なっていることから、合わせるべきではないか。
→ 前向きに検討する。
- ・ フラスカチ・マニュアルで”abroad”を“rest of the world”に変更することに合わせて「外国」を「海外」に直すとしているが、変更しなくてもよいのではないか。
→ 国民経済計算の表記に合わせて海外としたところである。
→ 「外国」だと国だけと誤解される面もあるかもしれないが、海外という表現は、四方を海に囲まれた日本特有かもしれないが、いい表現ではないかと思う。
- ・ 変更内容については、了としたい。なお、「親子会社」の把握については、事務局から提案のあった、会社の内数として親子会社の回答を求める形式に変更することを答申で指摘するとしたい。

(6) 消費税の取扱いについて

- ・ 経済系の統計調査においては、現在、消費税の取扱いについて、消費税抜き、消費税込みの選択制に変更する方向にあるが、科学技術研究調査はどうか。
→ 科学技術研究調査については、平成元年の消費税導入以来、消費税込みで回答していただいております。税抜きでないという指摘もなく、報告者には税込み回答が浸透しているものと認識している。仮に、消費税の取扱いについて選択制とした場合、課税項目と非課税科目を分離する必要があるほか、性格別研究費などのようにまとめて回答していただいている項目については税抜きでの記入や集計段階で税込みに補正することは難しいのではないかと考えている。
- ・ 統計調査において、消費税の取扱いがまちまちとなった場合、加工統計側に問題が生じないのか。
→ 科学技術研究調査は税込で公表されていると承知している。一方、他の統計調査において消費税の扱いが選択制となった場合であっても、集計の際に税込みに補正した上で公表されることから、公表値としては税込みに統一されており、支障は生じないものと考えている。
- ・ 消費税の取扱いについては、大企業を中心に税抜きで会計をしていることを踏まえた報告者の負担軽減とともに、調査実施者においても税込みで回答されているかどうかの審査の負担の軽減の観点からも、できることから検討していただいているところである。一方、調査実施者からも説明があったとおり、項目を区分しないと正確に補正できない面もあり、この点をどう勘案するかではないか。科学技術研究調査についても将来的には消費税の取扱いについて検討していただければと考えている。

(7) その他

- ・ 次回部会で審議を予定しているが、フラスカチ・マニュアルについて、平成24年の部会審議で未対応とされた項目への対応状況や、今回対応できなかった項目等を、次回の部会で報告してほしい。
- ・ 科学技術研究調査は、前年度に研究開発費の支出のあった企業は継続して調査対象と

する等、独自のやり方をしているが、フラスカチ・マニュアルでの記述はどうなっているか。他の国ではどうなっているか、次回の部会で報告してほしい。

6 その他

次回は、平成 28 年 8 月 31 日（水）14 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。